業界共通

EPA原産資格調査に関する 運用マニュアル



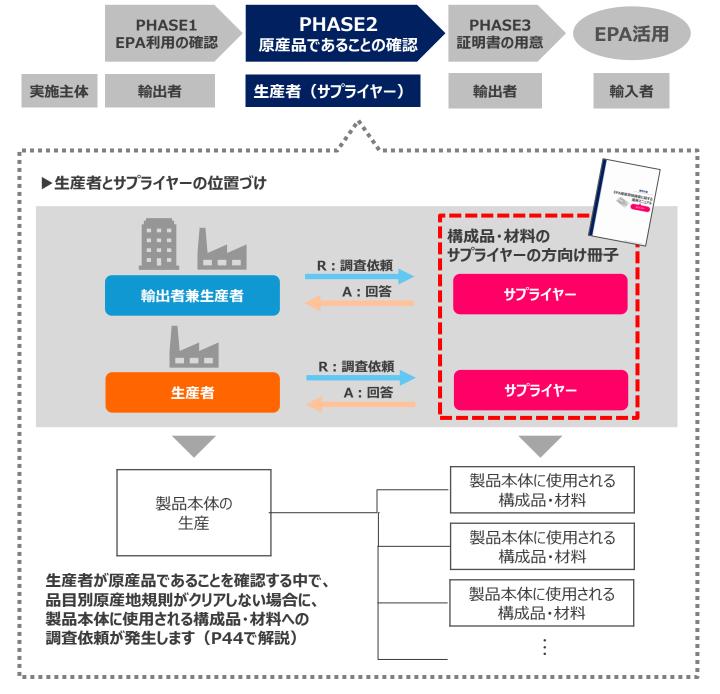
サプライヤー

本マニュアルについて(1/2)

日本から輸出した品物が、EPAを利用して輸入国において関税の減免を受けられるようになるためには、大きく分けて、日本の中で以下3つの工程が必要となり、主に輸出者が主体となって必要な作業を行います。

しかし、このうちPHASE 2 については、サプライチェーンの構成により、輸出者のみで完結する場合もあれば、仕入先・外注先にまたがり手続きを進める必要がある場合もあります。そのため、商流のパターンによって、担う役割や、手続フローが異なります。

本マニュアルは、輸出品が原産品であることの確認をする上で、輸出品を構成する部品・材料について もそのサプライヤーによって原産であることの確認が必要である場合を解説しています。輸出品の生産者と 構成品・材料のサプライヤーの位置づけは以下の通りです。



本マニュアルについて(2/2) 輸出者兼生産者 サプライヤー 生産者 EPA利用の確認 PHASE 2 原産品であることの確認 D 原産資格調査 品目別原産地規則を クリアしない場合・・・ R 原産資格調査の依頼 依頼の受信 依頼の送信 STEP1 D 原産資格調査 希望回答方法: サプライヤー証明書(構成品) 日本国内で最終製造・加工がされていることを 確認しよう! STEP1 品目別原産地規則 (原産品と判断するための基準)を選ぼう! STEP2 品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう! STEP3 回答の送信 A 希望回答方法に沿った必要事項を用意しよう! STEP1 サプライヤー証明書(構成品)の作成 回答の受信 依頼者に回答を送信しよう! STEP2 STEP2 D 原産資格調査 PHASE 3 証明書の用意 +a

その他の対応事項

目次(1/3)

サプライヤー

PHASE		
	PHASE2の目的	Р9
	作業手順	Р9
	例題	P10
Answer	依頼の受信	
	A:依頼の受信でやること	P12
	作業手順	P12
	標準フォーム2 原産資格調査の依頼・回答シート	P12
	依頼内容の確認	P13
Determine	原産資格調査	
	D:原産資格調査でやること	P18
	作業手順	P18
	日本国内で最終製造・加工がされていることを	
STI	確認しよう!	
	生産場所・生産行為の確認	P19
	品目別原産地規則	
ST	EP2 (原産品と判断するための基準)を選ぼう!	
	(1) 品目別原産地規則の確認	P20
	(2) 品目別原産地規則の選択	P26
	品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう!	
ST	EP3	
	(1)原産資格調査の確認資料への記入	D • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	標準フォーム3 原産資格調査の確認資料(CTC証明用/VA証明用)	P27
	-【CTCルール】 -【VAルール】	P28
	- L V AJV—JV J	P38

目次(2/3)

PHASE (2

原産品であることの確認 (P8~49)

	D
Dete	ermine

原産資格調査

СT	F	D3			

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう!

(2) ルールをクリアすることの確認

-【CTCルール】	P36
-[VAJL—JL]	P40
▶応用(CTC/VA共通)	
1:CTCルール・VAルールをクリアしなかった場合の対応方法	P42
2:サプライヤー証明書(構成品)の取得が必要なケース	P44
3:サプライヤー証明書(構成品)の依頼方法	P45

A

回答の送信

A:依頼の送信でやること **P47**

作業手順

P47

STEP1

希望回答方法に沿った必要事項を準備しよう!

サプライヤー証明書(構成品)の作成

P48

標準フォーム4-2 サプライヤー証明書(構成品)

P48

STEP2

依頼者に回答を送信しよう!

回答内容の記入と送付

P49

目次(3/3)

その他の対応事項 (P50~53)

(1) その他の対応事項 P52

(2) 当局による調査について P53

標準フォーム

各フォームのダウンロード▶ https://jaftas.jp/epamanual_form/

- 【1】 EPA利用確認シート
- 【2】 原産資格調査の依頼・回答シート
- 【3-1】 原産資格調査の確認資料(CTC証明用)
- 【3-2】 原産資格調査の確認資料(VA証明用)
- 【4-1】 サプライヤー証明書(輸出品)
- 【4-2】 サプライヤー証明書(構成品)
- 【5-1】 自己証明の申告書(日オーストラリア)
- 【5-2】 自己証明の申告書(CPTPP)
- 【5-3】 自己証明の申告書(日EU·英)
- 【5-4】 自己証明の申告書(RCEP)

マニュアル中の用語解説

文中や標準フォーム中のEPA専門用語について、「用語解説」のマークがついている単語については、各PHASEやSTEPの中で用語の解説、確認方法の解説をしています。 用語解説及び確認方法の解説がある用語の一覧は以下の通りです。

用語解説

_		
PHASE 2	調査区分(新規/定期原産性維持確認/再依頼)	P13
	HS⊐−ド	P14
	協定年次版のHSコード	P15
	品目別原産地規則	P15
	荷姿(輸出品/構成品)	P16
	希望回答方法	P16
	サプライヤー証明書(構成品)	P16、42
	CTCルール	P21
	VAJL-JL	P22
	デミニマスルール	P42
	累積	P42

FTA Port 用語集 https://jaftas.jp/word/

その他の用語

確認方法

PHASE 2	品目別原産地規則	P23
	構成品・材料のHSコード	P32





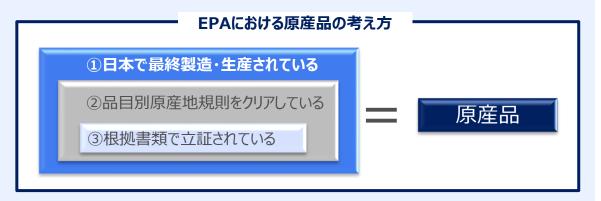
PHASE2 の目的

調査対象品が日本の原産品であることを証明しよう!

輸出者がEPAの原産地証明書を取得するためには、対象の産品が日本の「原産品」であることが必要不可欠です。

原産品であることを証明するには、以下の3つのルールを満たす必要があります。

- ①日本国内で最終製造・加工がされている
- ②品目別原産地規則(= EPAで定められた原産品と認められるためのルール)を クリアしている
- ③品目別原産地規則をクリアしていることが根拠書類で立証されている



輸出品の生産者がこれらのルールを満たしているか確認を行う過程で、輸出品を構成する部品・材料についても原産品であることの確認が必要になる場合があります。その場合、その部品・材料の生産者であり生産情報を把握しているサプライヤーの皆さんへ調査依頼が届きます。納品先からの依頼に応じて、自社の生産品が日本の原産品かどうかを確認し、結果を連絡しましょう。



依頼者 (輸出者兼生産者/生産者) とのやり取りに関わる部分「A」と、自 社内における調査の部分「D」の大きく2つの要素があり、以下の流れに沿っ て進めます。

A Answer

依頼の受信

● 依頼者から送付された「原産資格調査の依頼・回答シート」(以下、「依頼・回答シート」)の(1)依頼事項の内容を確認します

D Determine

原産資格調査

● 3つのステップに沿って、原産品であるかどうかの確認、立証を行います

A Answer

回答の送信

- 「依頼・回答シート」の(2)回答事項に、必要事項を記入します
- 希望回答方法に応じて、必要な手続き/書類の作成を行い、「依頼・回答シート」とともに依頼者へ送付します



作業手順について、以下の例題に沿って解説していきます。



例 題

(輸出者兼生産者) この製品を使用する輸出品で、EPAを使います! 「依頼・回答シート」の内容を確認して、原産品かどうかを確認してください。

製品 : ちょうつがい

輸出先 : タイ

HSコード : 8302.10

協定: 日夕イ







(輸出者兼生産者)

株式会社XYZ商事



(サプライヤー)

ABCばたふらい株式会社

標準フォーム2

原産資格調査の依頼・回答シート (輸出者兼生産者からエクセルで送付)

(上半分)輸出者兼生産者(依頼者)が 依頼事項を記入する箇所

A:依頼の受信のパートで内容を確認します。



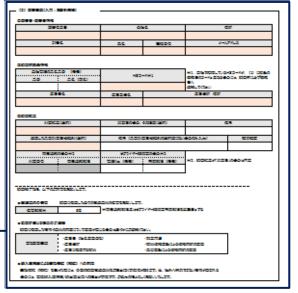
EPA原産資格調査に関するご協力のお願い

ポイント

依頼者が記入する情報は、皆さんが原産資格調査をする上で必要な情報です。 依頼者との間で特段の依頼・回答フォームが決まっていない場合、皆さんから依頼者へ、当シートを利用して依頼してもらうよう、提案してみましょう!

(下半分) 最後にサプライヤー (回答者) が 結果等を記入する箇所

A:回答の送信のパートで記入します。



目次

+a

その他の対応事項

原産品であることの確認 (P8~49) PHASE (2 A 依頼の受信 A:依頼の受信でやること P12 作業手順 P12 標準フォーム2 原産資格調査の依頼・回答シート P12 依頼内容の確認 P13 D 原産資格調査 Α 回答の送信

(P50~53)





A: 依頼の受信 でやること

調査対象品の情報と回答方法を知ろう!

依頼者から送付された「依頼・回答シート」には、サプライヤーである皆さんが原産品であることの証明をするために必要となる情報が記載されています。まずは、その記載事項を確認します。なお、依頼者へ原産品かどうかの結果を回答する際にも、同じシートに記入して回答します。結果が原産である場合には、原産であることの結果だけではなく、サプライヤー証明書(構成品)の提出も必要となります。



以下の手順で確認を行います。

依頼内容の確認

- 輸出者兼生産者から送付された「依頼・回答シート」の
 - (1) 依頼事項の内容を確認します



依頼者から届いた「依頼・回答シート」の上半分

ABCばたふらい株式会社 御中 _____

EPA原産資格調査に関するご協力のお願い

平素は大変お世話になり、ありがとうございます。

(1) に記載の産品につき、EPAを利用するための原産資格調査を実施いただけますようお願い申し上げます。

担当者部署名 アジア部

参考資料: EPA原産資格調査に関するマニュアル

担当者名:**鈴木花子** 依頼日:2022年8月1日

依頼企業名:株式会社XYZ商事

本件に関する問合せ先:

部署名	担当者名	電話番号	メールアドレス
購買部	購買太郎	03-XXXX-XXXX	kobai@xyz.com

(1) 依頼事項

調査区分【選択】	品番	品名(英名)	品名(日)	HSコード(協定年次6桁)	事前教示有無【選択】
新規	12345	HINGE	ちょうつがい	8302.10	無し
協定名 協定年次版HSコード	輸入通関国		品目別原産地規則【選択】		備考
【選択】	柳八旭因出	CTCの場合	and / or	VAの場合	(除外規定などあれば記入)
日夕イ協定 HS2017	タイ	CTH(上4桁変更)	or	40%	
荷姿【選択】	希望回答方法【選択】	希望回答方法が「同意通知書」の場合		日商過去判定番号	新聞同常期 明
何安【迭代】	布奎凹合力法 【選択】	同意通知先 企業名	日商企業登録番号	(任意)	希望回答期限
構成品	サプライヤー証明書 (構成品)	_			2022年8月15日

PHASE 2 原産品であることの確認

依頼内容の確認(1/3)



標準フォーム2 原産資格調査の依頼・回答シート

(1) 依頼事項

田雪五都記書台	
用語解訳	

用語解説

調査区分【選択】	品番	品名(英名)	品名(日)	HSコード (協定年次6桁)	事前教示有無【選択】
新規	12345	HINGE	ちょうつがい	8302.10	無し

用語解説

調査区分とは

「新規」

過去に原産性確認の依頼を行っておらず、初めての依頼であるケースを指します。

「定期原産性維持確認」

過去の調査結果が「原産」であったものについて、内容に変更がなく、原産性が維持されているかどうかを確認するケース を指します。(サプライヤー証明書(構成品)の有効期限の更新についても同様の区分になります。)

「再依頼」

過去の調査結果が「非原産」であったものについて、再度調査を依頼するケースを指します。

なぜ、過去に調査した産品であっても再度調査を依頼されるのでしょうか?

繰り返し輸出される産品については、輸出者から、対象製品の原産性が維持されているかどうかの調査依頼を定期的 に受ける可能性があります。原産性が失われている状態で証明書を使用すると協定違反となるためです。 過去に調査済みの産品についても、定期調査の依頼を受けた場合には内容を見直してください。



用語解説

HSコードとは

貿易取引(輸出入通関手続き)において使用される、物品を特定するためのコード(番号)です。

「HS条約」という国際条約において定められたルールに基づいて、この世の全ての物品が何らかの番号に属します。6桁 までが条約上で定められた世界共通ルールで、7桁目以降は各国が独自に番号を定めていますが、EPAにおいては6桁 の数字が用いられます。

*HS: Harmonized Commodity Description Coding System の略

品

83

類(上2桁)

(Chapter)

例: ちょうつがいのHSコード 8302.10



8302

卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これ 各種の卑金属製 らに類する支持具、取付具その他これに類 する物品(家具、戸、階段、窓、日よけ、

車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他 これらに類する物品に適するものに限る。) 取付具付きキャスター及びドアクローザー

項(上4桁)

(Heading)

8302.10

号(上6桁) (Sub-Heading)

ちょうつがい

PHASE 2 原産品であることの確認

依頼内容の確認(2/3)

| Section | Sect

標準フォーム2

原産資格調査の依頼・回答シート

(1) 依頼事項

用語解説

用語解説

協定名 協定年次版HSコード	輸入通関国	品目	別原産地規則【選	択】	備考 (除外規定などあれ
【選択】	期入	CTCの場合	and / or	VAの場合	ば記入)
日タイ協定 HS2017	タイ	CTH (上4桁変更)	or	40%	

用語解説

協定年次版のHSコードとは

HSコードは約5年に一度、一部品目について名称・分類が改定され、輸出入通関時は最新版のHSコードが適用されます。EPAを利用する際には、各協定で定められたHS年版のHSコードを使用する必要があります。各協定とHS年版の対応表は以下の通りです。

2002年版 (HS2002)	2007年版 (HS2007)	2012年版 (HS2012)	2017 (HS2	7年版 017)	2022年 (HS2022)
日シンガポール協定	日スイス協定	日オーストラリア協定	日米貿易協定	日アセアン協定*1	RCEP*3
日メキシコ協定 日マレーシア協定	日ベトナム協定	日モンゴル協定	日EU協定	日インドネシア協 定*2	※2022年1月1日 新設(最新版
日チリ協定	│ 日インド協定 │ │ 日ペルー協定	CPTPP	日英協定 日タイ協定	,_	HS)
日ブルネイ協定 日フィリピン協定			LI 91 IMAE		

- *1 日アセアン協定は、2023年3月1日より2002年版から2017年版に変更されました。
- *2 日インドネシア協定は、2024年2月5日より2002年版から2017年版に変更されました。
- *3 RCEP協定は、2023年1月1日より2012年版から2022年版に変更されました。

用語解説

品目別原産地規則とは

品目別原産地規則とは、産品に対して実質的な製造・加工等が行われているかを客観的に判断するためのルールのことで、主に「CTCルール」、「VAルール」と呼ばれる基準が設定されています。品目別原産地規則は協定ごと・HSコード (協定年次版HSコード) ごとに定められています。

用語解説

CTCルール (関税分類変更基準)

用語解説

VAルール (付加価値基準) ※用語の解説はP21~22参照

CTCルール"又は"VAルール / CTCルール"及び"VAルール

日インド協定を除き、CTCルールかVAルールのどちらかを満たせばよいこととなっており(= "又は"と記載)、証明者がどちらかのルールを選択することができます。日インド協定のみ、CTCルールとVAルールの双方を満たさなければならない規定となるため(= "及び"と記載)注意が必要です。

キーとなるのは、"協定年次版の"HSコード6桁!?

用語解説

品目別原産地規則は、上記の通り協定ごと・HSコードごとに定められていますが、このHSコードは、協定年次版のHSコードがキーとなります。



依頼内容の確認(3/3)

標準フォーム2

原産資格調査の依頼・回答シート



(1) 依頼事項

_		
- 23	≕ ∃	解説
- 66	===	비사 드뉴
- / 13		/340/0

用語解説

/= //	荷姿【選択】	希望回答方法	希望回答方法が「同意通知書」の場合	日商過去判定番号	希望回答期限
1回多	安【迭/八】	【選択】	同意通知先 企業名 日商企業登録番号	(任意)	布望凹合朔阪
	構成品	サプライヤー証明書 (構成品)			2022年8月15日

用語解説

荷姿とは

「輸出品」

調査依頼を受けた産品が、国内でさらに加工等されることなく、そのまま海外へ輸出されるケースです。

「構成品」

調査依頼受けた産品が、そのまま海外へ輸出されるのではなく、国内で輸出品等の材料として使用されるケースです。

※今回のケースは、輸出者兼生産者が生産する輸出品の部品・材料にあたるため「構成品」に該当します。

用語解説

希望回答方法とは

希望回答方法とは、自社で生産する産品が日本の原産品である場合に、輸出者兼生産者に対して結果を伝える形 式で、「サプライヤー証明書(構成品)」となります。この希望回答方法が、最終的に輸出者兼生産者へ伝える事項と なりますので、一連の作業のゴールと言えます。

希望回答方法が・・・

同意通知/ サプライヤー証明書(輸出品)

今回、輸出品を構成する部品・材料について 依頼された皆さんには関係ない回答方法です サプライヤー証明書

(構成品)

用語解説

Dへ進む



用語解説

サプライヤー証明書(構成品)とは

サプライヤー証明書(構成品)は、輸出品を構成する部品や材料(以下、構成品)が、EPAにおける原産品であ る旨の、当該構成品のサプライヤーによる宣誓書を言います。

原則として、構成品のサプライヤーが、当該構成品について、輸出品に利用するEPAにおける原産品であることを証明 し、輸出品の生産者に対して、構成品が原産品であることを宣誓する際に発行します。

PHASE 2

原産品であることの確認 (P8~49)

Α	ľ
Answer	

依頼の受信

	D	
Dete	erm	

原産資格調査

D:原産資格調査でやること	P18

日本国内で最終製造・加工がされていることを

STEP1 確認しよう!

作業手順

生産場所・生産行為の確認

P19

P18

品目別原産地規則

STEP2 (原産品と判断するための基準)を選ぼう!

- (1) 品目別原産地規則の確認 P20
- (2) 品目別原産地規則の選択 P26

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう!

(1) 原産資格調査の確認資料への記入

標準フォーム3 原産資格調査の確認資料(CTC証明用/VA証明用) P27

- -【CTCルール】 P28
- -【VAルール】 P38

(2) ルールをクリアすることの確認

- -[CTCルール] P36
- -[VAJL-JL] P40

▶応用(CTC/VA共通)

- 1:CTCルール・VAルールをクリアしなかった場合の対応方法 P42
- 2:サプライヤー証明書(構成品)の取得が必要なケース P44
- 3: サプライヤー証明書(構成品)の依頼方法 P45

A Answer

回答の送信

+a





D:原産資格調査 でやること

調査対象品が日本の原産品であるかどうかを確認しよう!

EPAにおいて、原産品となるためには、P9の3つの条件を満たす必要があります。ここでは、社内の生産関 連資料が必要となりますので、必要に応じて他の部署の協力も仰ぎながら進めてください。



大きく以下の3つのステップに沿って進めます。

日本国内で最終製造・加工がされていることを STEP1 確認しよう!

生産場所・生産行為の確認

- 用意するもの:調査対象品の生産場所と生産工程が確認できる社内資料(例:生産工程表等)
- 生産場所・生産行為を確認します

最終製造・加工が 海外で実施

非原産

STEP2

品目別原産地規則 (原産品と判断するための基準)を選ぼう!

(1) 品目別原産地規則の確認

- 用意するもの:依頼先から送付された依頼・回答シート
- 依頼:回答シートの(1)依頼事項の中の、品目別原産地規則の欄を参照します
- インターネット (税関のホームページ) で検索し、記載事項のダブルチェックを行います

(2) 品目別原産地規則の選択

● 適用する品目別原産地規則を選択します

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう!

(1) 原産資格調査の確認資料への記入

- 用意するもの: ①標準フォーム3 原産資格の確認資料(CTC/VA証明用)
 - ②調査対象品に使用されたすべての材料が確認できる社内資料(例:総材料表等)
 - ③STEP2で選択したルールに応じて必要となるその他資料

(2) ルールをクリアすることの確認





日本国内で最終製造・加工がされていることを 確認しよう!

生産場所・生産行為の確認

- 調査対象品の生産場所と生産工程が確認できる社内資料(例:生産工程表等)を用意します
- 以下の2点を満たしているかどうかを確認します
- ※ここで確認する工場の住所は、STEP3で必要となります
 - ① 最終工程の生産工場の所在地が日本国内である
- ② 十分な生産行為を行っている

(生産工程表の例)

生産者名	生産工場名
ABCばたふらい株式会社	千葉工場
生産工場住所	if and the second secon
千葉県千葉市工場町1-1-1	
生産工程	
材料投入 製造加工 組立て	検査出荷



十分な生産行為かどうかについては、以下のリンクを参照してください。 FTA Port用語集より「原産資格を与えることとならない作業」:

https://jaftas.jp/glossary/epa-word120/

最終工程が 日本で行われている ことが確認できた!

海外で行われていた

STEP2へ進む

残念ながら・・・非原産 A:回答の送信へ進む

調査結果:非原産であることを回答します

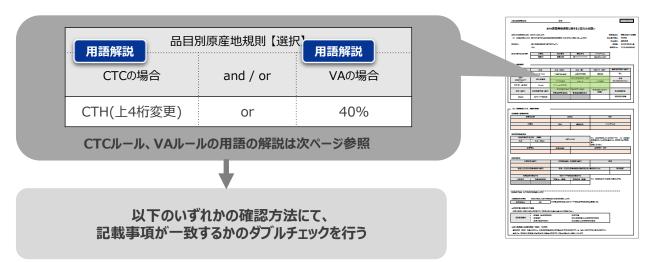




品目別原産地規則(原産品と判断するための基準)を選ぼう!

(1) 品目別原産地規則の確認

- 依頼先から送付された依頼・回答シートの、(1) 依頼事項の中の、品目別原産地規則の欄を参照します
- インターネット(税関のホームページ)で検索し、記載事項のダブルチェックを行います



※万が一、検索結果と依頼・回答シートに記載のルールが異なる場合には、 輸出者兼生産者に確認し、正しいルールのもと先に進めてください

確認方法

● 日本税関:原産地規則ポータル (https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp) (検索方法はP23~24参照)



品目別原産地規則(原産品と判断するための基準)を選ぼう!

用語解説

CTCルールとは

CTC: Change in Tariff Classification

日本語では「関税分類変更基準」と呼ばれ、産品とその産品の材料のHSコードを比較して、番号が異なっていれば、 実質的な製造・加工が行われたとして、構成部材の調達先や原産国に関わらず、原産品と認められるルールです。 CTCルールの変更のレベルは3種類あります。

СС	他の類(上2桁)の材料からの変更	産品と材料のHSコード上二桁の内、一桁でも番号が 異なっている
СТН	他の 項 (上4桁)の材料からの変更	産品と材料のHSコード上四桁の内、一桁でも番号が 異なっている
CTSH	他の号(上6桁)の材料からの変更	産品と材料のHSコード上六桁の内、一桁でも番号が 異なっている

CC: Change of Chapter

CTH: Change of Tariff Heading CTSH: Change of Tariff Sub-Heading

例:CTH (項/上4桁変更) の場合

対象産品(ちょうつがい)と、その全ての構成部品(部品①~②)のHSコードを比較します。 材料から対象品のHSコードへ、協定基準の桁数における番号の変更があるため、対象産品は原産品であると認められます。



^{*}産品を構成する全ての材料がCTCルールを満たしている必要があります。ただし、デミニマスルールを利用できる場合は、例外的対応をすることが認められています。



品目別原産地規則(原産品と判断するための基準)を選ぼう!

用語解説

VAルールとは VA: Value Added

日本語では「付加価値基準」と呼ばれ、産品の価格に対して、一定基準以上の付加価値が生じていれば、実質的な製造・加工が行われたとして、構成部材の調達先や原産国に関わらず、原産品と認められるルールです。 VAルールの基準となる考え方や付加価値の割合は協定によって異なります。

一般的なVAの計算式:

FOB(EXW) – VNM × 100 ≥ 基準値 FOB(EXW)

*FOB=本船渡し価格

構成品の場合はFOB価格がないためため、EXW(日 EU協定及び日英協定を除く)、またはサプライヤーから 取引先への販売価格を用いる。

*EXW=工場出し価格

*VNM = Value of Non-originating Materials (非原産材料費の合計)

例: VA40%の場合

対象産品(ちょうつがい)を構成する、非原産材料以外の価格の合計(=付加価値の割合)が協定基準値を超えているため、対象産品は原産品と認められます。



22







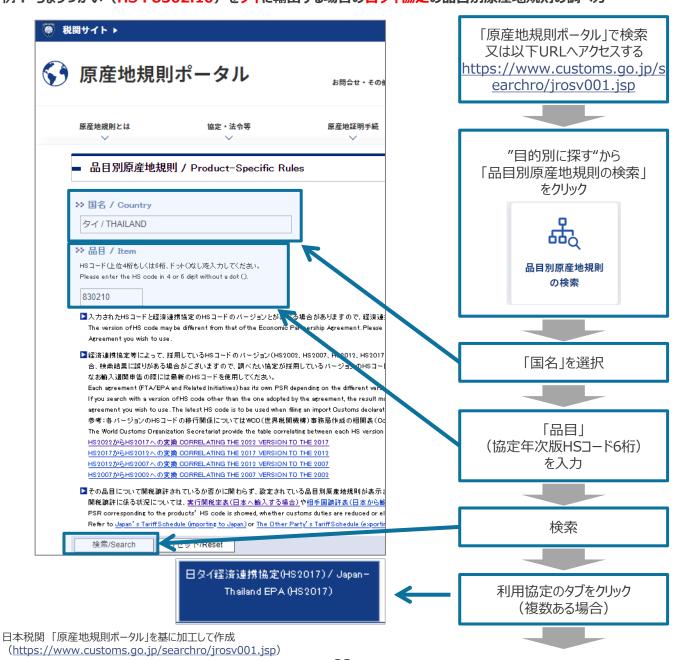
品目別原産地規則(原産品と判断するための基準)を選ぼう!

<品目別原産地規則の検索方法1>

原産地規則ポータルでの確認方法

日本税関の「原産地規則ポータル」において、以下の手順により確認することができます。

例: ちょうつがい(HS:8302.10)をタイに輸出する場合の日タイ協定の品目別原産地規則の調べ方



(https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp)







品目別原産地規則(原産品と判断するための基準)を選ぼう!

(つづき)

HS2017					日夕イ経済連携協定(HS2017 Japan-Thailand EPA (HS20	-	
部/ Section	類 / Chapter	項/ Heading	号 / Subheading	品名 / Description	品目別版產地規則 / PSR	注 / Note	タわつの
15	83			各種の章金属製品 Miscellaneous articles of base metal			各協定の 品目別原産地規則 を確認する
				単金属製の桐子掛け、ブラケットその他これらに類する支持 具、軟付具その他これに類する物品(変具、戸 階級) 窓、日 よけ、車体、馬具、トランク、去装箱、小箱その他これらに類す る物品(ご曲するものに限る。)、取付具付きキャスター及びド アクローザー			
		8302		Base metal mountines, fittines and similar articles authable for furniture, doors, staircases, windows, blinds, coachwork, saddery, trunks, chests, caskets or the like; base metal hatracks, hat-pess, brackets and similar fixtures; castors with mountines or base metal, automatic door closers of base metal.			各規則の解読 (次ページ参照)
				ちようつがい	OTH又はQVC四O		
			830210	Hinres	OTH or Q VO 40		2以上の規則が選択可能な場合は、 1 つを選択

(https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp)

※「一般ルール」と表示された場合

一部の協定では、「一般ルール」と表示される品目があります。その場合の「一般ルール」とは、以下の通りです。

協定		一般ルーノ	l e
日アセアン協定	関税分類変更基準4桁変更(CTH)	or	付加価値基準40%以上(RVC40)
日スイス協定	関税分類変更基準4桁変更(CTH)	or	付加価値基準40%以上(VNM60)
日ベトナム協定	関税分類変更基準4桁変更(CTH)	or	付加価値基準40%以上(LVC40)
日インド協定	関税分類変更基準6桁変更(CTSH)	and	付加価値基準35%以上(QVC35)

※文章で表示された場合(HSコード:8302.10 日インドネシア協定)

以下のような表示がなされた場合、"又は"の前後で、前半がCTCルール、後半がVAルールの規定となります。

第八三○一・一○号から第八三一一・九○号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料から の変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八三〇一・一〇号から第八三一一・九〇号まで の各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

P25でそれぞれ解読します





品目別原産地規則(原産品と判断するための基準)を選ぼう!

<品目別原産地規則の解読>

CTCル-	-ル	
СТН		
СС	他の <mark>類</mark> (上2桁)の材料からの変更	産品と材料のHSコード上二桁の内、一桁でも番号が 異なっている
СТН	他の 項 (上4桁)の材料からの変更	産品と材料のHSコード上四桁の内、一桁でも番号が 異なっている
CTSH	他の号(上6桁)の材料からの変更	産品と材料のHSコード上六桁の内、一桁でも番号が 異なっている

VAルール QVC四〇 = VA40%



2つの規則が「又は」で繋がれ、CTCルールとVAルールが双方規定されている場合には、どちらか一方を選択して、選択した規則1つを満たせばよいこととなります。

※「及び」の場合には、CTCルール、VAルールどちらも満たさなければなりませんので、 注意してください。

尚、日インド協定では CTCルール及びVAルールである場合が頻繁にあります。

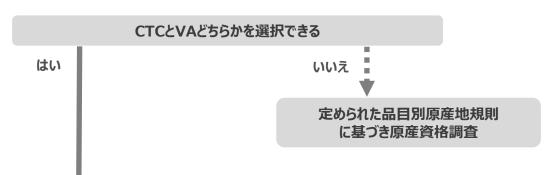




品目別原産地規則(原産品と判断するための基準)を選ぼう!

(2) 品目別原産地規則の選択

● 記載事項を確認し、以下のチャートに沿って適用する規則を選択します



CTCルールがおすすめ!(関税分類変更基準)

STEP3以降 P28~

メリット:

定期的に原産性確認の依頼がある場合 に、構成部品や生産工程の変更が なければ、原産性が失われる可能性が少ない

まずは全ての構成部品や生産工程を把握している部署 (例:生産管理)への情報提供を依頼しましょう!

なければ、原産性が失われる可能性が

デメリット: HSコード分類の調査工数が大きい 「ある程度の固まり」の考え方で調査工数を抑えることができます!

構成品の数が多く、 HS分類をすることが工数負担が大きい

VAルールがおすすめ!(付加価値基準)

STEP3以降 P38~

メリット:

自社生産で普段から製品別原価計算を行っている 場合は調査工数が少ない 原価情報を持っている部署(例:経理)への 情報提供の依頼をしてください!

デメリット:

コスト変動や為替変動により、原産性が失われる 可能性が大きい 社内で余裕率を設定することで対策することができます!





品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう!

(1) 原産資格調査の確認資料への記入

● STEP2で選択した品目別原産地規則(CTCルール or VAルール)のフォームを用意します ※日インド協定で、CTC+VAルールの場合には両方必要です

CTCルール

標準フォーム3-1 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用)

【フォームダウンロード】

経済産業省HP

「申請手続における提出書類等の例示と留意事項」

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html

CTC対比表フォーマット(EXCEL形式: 452KB)

記入方法は P28~ #EERH (CTCは明用) (SR (TSCHER) (TR)

資料作成者(判定依頼	原表) 情報				
(1) 資料作成企	業名	(2) 資料作	成者氏名	(3) 資料作成者品番	
(4) 資料作成者メール	アドレス※1	(5) 資料作成者	電話番号 ※1	承認者氏名 (任意入力)	
		※1:255か入力			
		m 1 . C550705			
産者情報					
(1) 生産者:	8	(2) 生	産国	(3) 生産工場名	
		(4) 生産工場付	斯		
		()			
岛定名、輸入通関国					
(1) 使用協	定	(2) 輸入通	関国 ※2		
能品情報		※2:日アセアン協力	Eの場合は必須		
(1) 品名		(2) HS3	(2) HSコード6桁 (3) 使用利定板		
		T			
TCによる判定作業		 原産・非原産の区別 	M.		
	(2)HSD- (3	非原源(7)+		産材料の根拠(サプライヤー名)	
(1) 使用材料名称	K				
(1) 使用材料名称	作 4把以上入力	原産 原産性未確認			
(1) 使用材料名称		原産性未確認			
(1) 使用材料名称		原産性未確認			
(1) 使用材料名称		原産性未確認			
(1) 使用材料名称		原産性未確認			
(1) 使用材料名称		原産性未確認			

VAJレーJレ

標準フォーム3-2 原産資格調査の確認資料(VA証明用)

【フォームダウンロード】

経済産業省HP

「申請手続における提出書類等の例示と留意事項」

https://www.meti.go.jp/policy/external economy/tradecontrol/boekikanri/gensanchi/guideline.html

VA計算表フォーム_スイス(EXCEL形式:306KB)

VA計算表フォーム スイス以外 (EXCEL形式: 425KB)

記入方法は P38~

					_			
原産性の確認資料(VA	証明用)				_			
1. 資料作成者(判定依頼者	首)情報							
(1) 資料作成	企業名			(2) 資料作成	看氏名		(3) 資料作成	世別者
		П	П					
(4) 資料作成者メー	(4) 資料作成者メールアドレス※1					(6)	承認者氏名(任意入力)
			₩1	:どちらかを入力				
2. 生產者情報		_	_					
(1) 生産者名				(2) 生産	西		(3) 生産工	場名
		_	_					
			(4)	生產工場住所				
3. 協定名、輸入週間国		_	_					
(1) 使用	40定			(2) 輸入通閉	■ ※2			
RCEP								
4. 産品情報								
(1) 品(3		(2) HSコード6桁 (3) 使			(3) 使用判定	三基準	
			VA				以上	
		_						
5. VAによる判定作業								
(1) FOB個家	Er#n			(2) 計算部		1		
(4)	161.72	_	_	120 01711		i		
(3) 使用材料名称	(4) 金額	(5)	原息	- 川原産の区別	(a) (E)			
(3) 使用材料各种	(円)	原	æ	非原産又は 原産性未確認	(6)原編88年	40755500	サプライヤー名)	
		\vdash	_					
(7) 原産材料費 計 (8) 非原産材料費 計	0							
(9) 非材料費	-							
(10)FOB-非原度材料費								





品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう!

CTCの場合



(1) 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用) への記入 記入1-4

● フォームに必要事項を記入します

標準フォーム3-1 原産資格調査の確認資料(CTC証明用)

1. 資料作成者(判定依頼者)情報

(1)資料作成企業名	(2)資料作成者氏名	(3)資料作成者品番
ABCばたふらい株式会社	田中 一郎	ABC-12345
(4) 資料作成者メールアドレス	(5)資料作成者電話番号	承認者氏名(任意入力)
xxxxxxx@abc.co.jp	043-XXX-XXXX	管理 太郎

▼STEP1で確認した生産場所の情報をもとに、2. (1) ~ (4) を記入します 複数の生産場所となる場合は、最終生産場所を記載

2. 生産者情報

(1)生産者名	(2)生産国	(3)生産工場名
ABCばたふらい株式会社	日本	千葉工場
	(4)生産工場住所	
	千葉県千葉市工場町1-1-1	

▶ 記入3

▼依頼書で確認した情報をもとに、3・4の各(1)~(2)を記入します

3. 協定名、輸入通関国

(1)使用協定	(2)輸入通関国
日夕イ協定	タイ

/ 記入4

4. 産品情報

▼4. (3) に、STEP2で確認した 品目別原産地規則を記入します

(1) 品名	(2) HSコード6桁	(3)使用判定基準
ちょうつがい	8302.10	CTH 4桁変更





品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう!

CTCの場合

	(1)	原産資格調査の確認資料	(CTC証明用)	への記入	記入	5
--	-----	-------------	----------	------	----	---

● フォームに必要事項を記入します

原産性の確認資料 (の					
1. 資料作成者 (現と初) (1) 資料作品(NE) 1815	_	(2) 歯科(性	-200	(3) 責料作或者品等
VAT. PRETITIONAL	(41)	_	Car parties	K41/5/11	CAI SETTIFICATIONS
(4) 資料作度数3-1	791.7 (4	-	S) BHRICAS	DESCRIPTION OF THE PERSON NAMED IN	承認著任名 (任義入7)
10 2011111002 3	o i potent	$\overline{}$	D. Perturigue	active of the contract of the	Seemed 100000
	_	٠,	:25503.77	_	
2. 生産者情報					
(1) 生産者	š.	-	(2) 9.8	P 010	(2) 生産工場名
		_			
			(4) 主産工場在	ř.	
3、協定名、輸入機関国					
(1) 使用位	ŧ		(2) 触入透5	100 112	
		80	:ロアセアン会を	の場合は必須	
4. 商品情報		_	(2) HS3-		(3) GREETHE
(1) 最名		_	(2) HSG-	-1.092	(3) 90世紀北原華
		- 1			l
記入5					
(1) #JRH##16/6	(2)H5D= F 	(3) SE SER	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	(4) 15	原材料の極限(サブライヤー名)
	П				
	-	_		_	
		-		_	
	$\overline{}$	-		_	
	-	-		_	
	_	_			

∤ = 1 5

標準フォーム3-1 原産資格調査の確認資料(CTC証明用)

√記入5

▼ 5. (1)、(3)を記入します

5. CTCによる判定作業

	(2) 1167 15	(3)原	原産・非原産の区別	
(1)使用材料名称	(2)HSコード 4桁以上入力	原産	非原産又は 原産性未確認	(4)原産材料の根拠 (サプライヤー名)
ステンレス板			0	
ステンレス棒			0	

	例:総部品	長	
ちょう	つがい		
	ステンレス板		
	ステンレス棒		

(1)使用材料名称

総材料表等を参照し、生産に使用した全ての材料を列挙します。

(3) **原産・非原産の区別** ここは全て「非原産又は原産性未 確認」に○をつけてください。

原則、全ての材料や部品を列挙した上でHSコードの変更を確認する必要がありますが、「ある程度の固まりとしての部分品の考え方」でまとめることができます。





品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう!

CTCの場合

部品が多い場合の例

ある程度の固まりとしての部分品の考え方

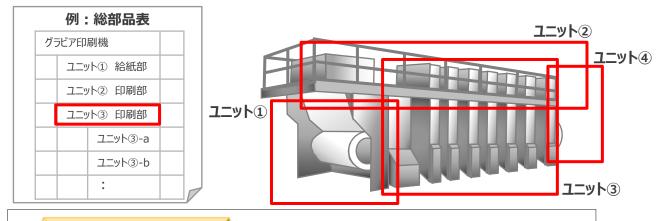
生産工程等の実態に合わせ、部品一点一点ではなく、ある程度の固まりとしての部分品として判定を行うことが可能です。

1. 資料的機能 (我心体颇有) 情報				
(1) m	科作成企業名	_	(2) 資料作	3,282	(2) 資料作或者品品
(4) 資料省合	者メールアドレス※1	Ĭ	5) 資料作成者等	以及 号 101	津總署医名 (任意入力)
		- 8	1:2550A73		
2. 生業者情報					
(1)	生産者名	_	(2) 9.8	P00	(2) 生保工場名
		_			
			(4) 生産工場在	Æ	
3. 協定名. 株入3					
3. BECG. BA	信用位置	_	(2) 803/85	190 112	
	00.000	_	100 100 000		
		- 0.7	: 8797243	00000000	
4. 商品情報		-			
0) 長6		(2) HS3-	FGRT	(3) 使用非定案基
		$\overline{}$			
		_			
記入!	5				
			ORDINARY OF		
(1) 40/mates	(2)H50-		料理施工は	(4) E	屋材料の密板(サブライヤー名)
(I) WOUNTY	48023.6	移展	原有技术程度	10 10	annound, 22 211 (4)
		_		_	
	_	_	-		
		-			
		_			

原産性の確認資料 (CTC証明用)

例:グラビア印刷機

個々の部品(ユニット③-a,ユニット③-b,・・・)ではなく、これらの部品から製造されたユニット③印刷部を固まりとしての部分品とみなし対比表に記載(詳細は次ページ参照)



留意事項

※関税分類変更基準(CTCルール)の場合

- ③使用した「材料・部品」の品目数が膨大で個別の管理が困難な場合には、 生産工程等の実態に合わせ、部品一点一点ではなく、ある程度の固まりとしての 部分品として、管理できる。
- ④輸出産品と同一のHSコードに属する「材料・部品」について、輸出産品に適用される CTCルールに照らして、生産行為を経てもCTCルールを満たさない場合には、 以下の対応が考えられる。
 - ・CTCルールで求められるレベルのHSコードの変更がない非原産の「材料・部品」について、 原産品である「材料・部品」を使用する
 - ・デミニマス※規定利用の可能性を検討する
 - ・原産地規則に「又は付加価値基準」と定められていれば付加価値基準(次項以降参照)の利用の可能性を検討する
 - ※「デミニマス(僅少)」とは、一部の非原産材料がCTCルールを満たさない場合であっても特定の割合以下(ごく僅か)であれば無視してよいというもの。日アセアン協定の場合、例えば HS50~63類(繊維品)では産品の重量のIO%以下、HS28~49類及びHS84~97類(その他工業品)では産品のFD8価額のIO%以下などが対象。ただし、デミニマスは協定ごとに、対象品目・割合が大きく異なることから、利用を検討する際には協定を十分に確認する必要がある。
- ⑤同一の原産品判定を繰り返し利用する場合には、部品や材料が、生産場所の変更などに よって、原産部品や原産材料でなくなる可能性もあるため、発給申請の都度、対比表の 内容などに変更がないことを確認する必要がある。

出典:経済産業省「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」2022年4月改訂を基に加工して作成

(https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guidelin e_preservation.pdf) ※CTCはP10、VAはP15を参照



品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう!

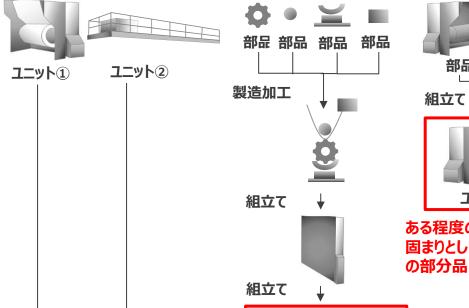
CTCの場合

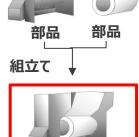
部品が多い場合の例

ある程度の固まりとしての部分品の考え方の例





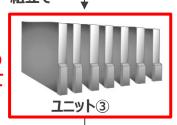




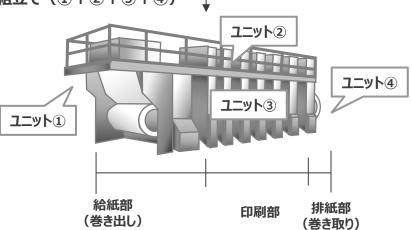
ユニット④ ある程度の 固まりとして

製造加工 組立て

> ある程度の 固まりとして の部分品



組立て (1+2+3+4)



検査

出荷





品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう!

CTCの場合

(1) 資料作改企業名	(2) 資料作或者其名	(3) 資料作或者品級
(4) 資料作成者メールプリス※1	(5) 資料作成器電話機可 ※1	非認着医名 (在順入力)
	#1:256BX7	
2. 生産者情報 (1) 生尿者后	(2) 多展園	(2) 生産工場名
	(4) 生産工場在所	
3. 10±5. N.3.8810		
3. 協定名、輸入機関協 (1) 保用位定	(2) 輸入通知図 112	
	※2:日アセアン協定の場合は必須	
4. 産品情報 (1) 品名	(2) HS3-F685	(3) 使用铝定基準
記入6	V 88.088/09	
(1) 使用粉料名店 ド	毎日 日本	度材料の影響(サブライヤー名)

(1) 原産資格調査の確認資料(CTC証明用)への記入 記入6

● 例題に沿って、フォームに記入していきます。

標準フォーム3-1 原産資格調査の確認資料(CTC証明用)

5. CTCによる判定作業

	(2) 1167 19	(3)原	産・非原産の区別	(4) 压在壮州。4946
(1)使用材料名称	(2)HSコード 4桁以上入力	原産	非原産又は 原産性未確認	(4)原産材料の根拠 (サプライヤー名)
ステンレス板	7219		0	
ステンレス棒	7222		0	

確認方法

● 日本税関:輸出統計品目表(https://www.customs.go.jp/yusyutu/)

● FTA Port: HS LAB (https://jaftas.jp/hslab/) (検索方法はP34参照)

<構成品・材料のHSコードを調べる最の注意事項>

ここで記入するHSコードは、協定年次版のHSコード(用語の解説はP15参照)でなければなりません。 調べたHSコードの年次が協定年次版でない場合には、世界貿易機構(World Trade Organization)が 提供するWebサイト「HS Tracker」において、協定年次版のHSコードを確認してください。

構成材料は、まず自社で購入している構成材料でHSコードを確認してください。(その際は、ある程度の固まりと しての部分品の考え方(P30参照)もユニット単位に適用できるか一緒に考えてください) サプライヤー証明書(構成品)(P16参照)が必要な場合を除き、自社で購入している構成材料を構成する "材料・部品"にまで遡ってHSコードを確認する必要はありません。さらに、サプライヤー証明書(構成品)の取得 が必要なケースはP43参照。





品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう!

CTCの場合

(1) 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用) への記入_記入6

● 材料のHSコードの桁数 必ずしも6桁すべてを確認する必要はなく、対象品のHSコードと、材料のHSコードを比較

し、CTCをクリアする桁数が変わっていることを検証できるレベルで確認ください*。 ただし、HSコードは関税率表解説1にもとづき、4桁(項レベル)での判断が大原則です。 そのため、4桁以上での分類にもとづく判断を推奨致します。

(1) 資料作品	286	_	(2) (2)	3282	(2) 資料作成者品
		т			
(4) 資料作成者(4-)	L7RJZ⊗1	- (1	() 資料作成者等	以基号 ×1	非認著医名〈在意入 〉
		٠,	- 250/03/21		
		-			
(1) 9月前			(2) 48		(2) 李厚丁場名
(1) ±246	6	_	(2) 93		W ENTRE
		_	(4) \$2.785	re .	
協定名、輸入機関国					
(1) 保持位	ž.	_	(2) 輸入通5	100 112	
		_			
東京機能		82	ロアセアン塩モ	Riskingo	
建品情報 (1) 品名		82	(2) HS3-		(3) 使用软定差率
(1) 最名		92			(3) 使用转定基準
		8/2			(3) 使用转定基準
(1) 88		82			(3) 使用转过基準
		Ī	(2) HS3-		(3) 使用软定基準
(1) 88	(2)H63-	Ī	(2) HS2-	F683	
(1) 品名		G) 888	(2) HS3-	F683	
(1) 品名	(2)H63-	G) 888	(2) HS2-	F683	(2) 安布材を被導 (2) 安布材を被導 (2) 安布材をを (3) 安布材を (3) 安布材を (3) 安布材を (4) 安布 (4) 安 (4) 安 (
(1) 品名	(2)H63-	G) 888	(2) HS2-	F683	
(1) 品名	(2)H63-	G) 888	(2) HS2-	F683	
(1) 品名	(2)H63-	G) 888	(2) HS2-	F683	

れば、4桁レベルの変 更は満たしている。

②原産性を判断するにあたり、「産品」と使用した「材料・部品」との間でHSコードが変更されている必要があるが、使用した「材料・部品」のHSコードについては、 適用されるCTCルールに合わせ、必要な桁数の変更が確認できればよい。 2 πレベルの変更があ

- (1) CC(2桁(類)レベルの関税分類変更基準)であれば、2桁
- (2) CTH(4桁(項)レベルの関税分類変更基準)であれば、2桁又は4桁
- (3) CTSH(6桁(号)レベルの関税分類変更基準)であれば、2桁、4桁又は6桁

出典:経済産業省「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」2022年4月改訂を基に加工して作成

(https://www.meti.go.jp/policy/external economy/trade control/boekikanri/download/gensanchi/roo guideline preservation.pdf) ※P8を参照

 すべて 頂 (上4桁までに) 変更あり
 使用した全ての材料
 輸出品 (HS:8302.10)

 ステンレス板
 7222

 ・
 ・

 ・
 ・

 ・
 ・

 日本で十分な加工をしたと認められる
 原産品

* 尚、検認では輸入国税関の判断により6桁のHSコードを求められるようなケーズがあった場合は、適宜追加の求めに応じて対応するようにしてください。





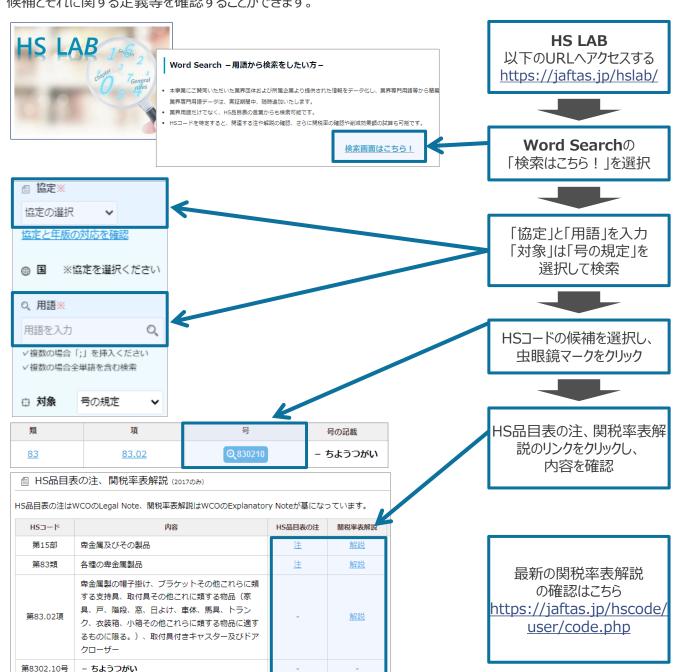
品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう!

CTCの場合

<構成品・材料のHSコードの検索方法1>

HS LABでの確認方法

株式会社東京共同トレード・コンプライアンス社が提供するHSコードの検索テストサイト「HS LAB」でHSコードの候補とそれに関する定義等を確認することができます。









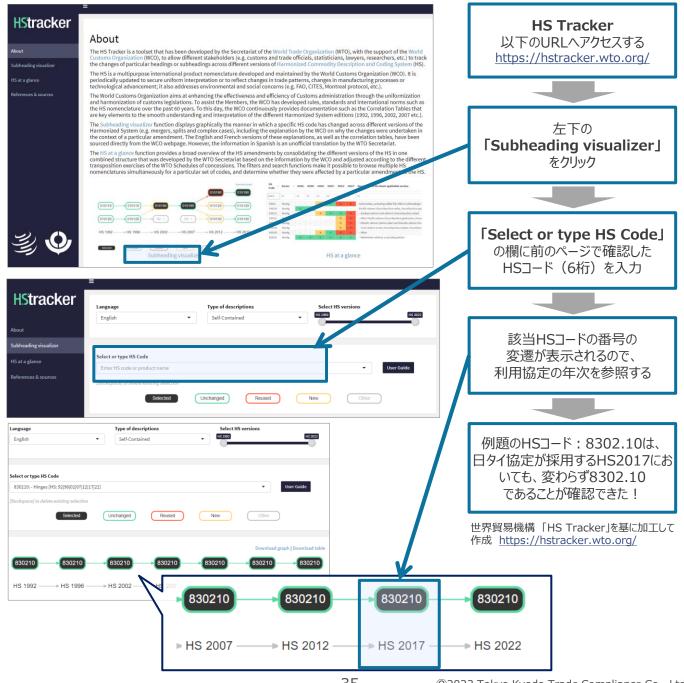
品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう!

CTCの場合

<構成品・材料のHSコードの検索方法2>

HS Trackerでの確認方法

「HS Tracker」を利用して、2022年版のHSコードを基に、協定年次版のHSコードを確認します。







品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう!

CTCの場合

(1) 資料作成企業名	(2) 資料作或者乐名	(3) 資料作或者品
 資料作成者メールプトレス 	※1 (5) 資料作成各項認識句 ※1	承認有氏名《任意 义》
	H1:25693.77	
(1) 生尿者名	(2) 生産国	(2) 生産工場名
	(A) SETES	
28. 触入機関因 (1) 使用位定	(2) 輸入機関別 ※2	
(1) 使用位定	(2) NEX-SMINE 112	4
	※2:日アセアン位面の場合は必要	1
(1) 8/6	(2) HS3-F681	(3) @########
07 900	(0) 100 100	CO SCORCES
	_	_
	(
100円の円面	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ל
978HHS/6 (2)HS		ク !::emm(サプライヤー8
978HHS/6 (2)HS		
978HHS/6 (2)HS		

(2) CTCルールをクリアすることの確認

● 対象品のHSコードと、材料のHSコードを比較し、指定の桁数において番号が異なることを確認します

標準フォーム3-1 原産資格調査の確認資料(CTC証明用)

4. 産品情報

(1)品名	(2)HSコード6桁	(3)使用判定基準
ちょうつがい	8302.10	CTH 4桁変更

5. CTCによる判定作業

	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
		(3) 原	産・非原産の区別	
(1)使用材料名称	(2)HSコ ード 4桁以上人力	原産	非原産又は 原産性未確認	(4)原産材料の根拠 (サプライヤー名)
ステンレス板	7219.32		0	
ステンレス棒	7222.11		0	

> 品目別原産地規則を クリアした!

次頁で作成した 根拠書類の確認 品目別原産地規則を クリアしない・・・ P42へ進む



品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう!

CTCの場合

標準フォーム3-1 原産資格調査の確認資料(CTC証明用)

1. 資料作成者(判定依頼者)情報

(1)資料作成企業名	(2)資料作成者氏名	(3)資料作成者品番
ABCばたふらい株式会社	田中 一郎	ABC-12345
(4) 資料作成者メールアドレス	(5)資料作成者電話番号	承認者氏名(任意入力)
xxxxxxx@abc.co.jp	043-XXX-XXXX	管理 太郎

2. 生産者情報

(1)生産者名	(2)生産国	(3)生産工場名				
ABCばたふらい株式会社	千葉工場					
(4)生産工場住所						
千葉県千葉市工場町1-1-1						

3. 協定名、輸入通関国

(1)使用協定	(2)輸入通関国		
日タイ協定	タイ		

4. 産品情報

(1) 品名	(2)HSコード6桁	(3)使用判定基準
ちょうつがい	8302.10	CTH 4桁変更

5. CTCによる判定作業

(4) (本田中東) (2) HSコード		(3) 1	(4) 原産材料の根拠		
(1)使用材料名称	4桁以上入力	原産	非原産又は 原産性未確認	(サプライヤー名)	
ステンレス板	7219.32		0		
ステンレス棒	7222.11		0		

NEXT

ここまでで、対象産品の原産性が確認できました。この後は、A(回答の送信)へ進みます。

※日インド協定で、CTC+VAルールの場合には続いてP38へ進んでください





品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう!

VAの場合



(1) 原産資格調査の確認資料 (VA証明用) への記入 記入 1-4

● フォームに必要事項を記入します

標準フォーム3-2 原産資格調査の確認資料(VA証明用)

ご記入1 ▼ 1. (1) ~ (5) に、自身の情報を記入します。

1. 資料作成者(判定依頼者)情報

(1)資料作成企業名	(2)資料作成者氏名	(3)資料作成者品番
ABCばたふらい株式会社	田中 一郎	ABC-12345
(4) 資料作成者メールアドレス	(5)資料作成者電話番号	承認者氏名(任意入力)
xxxxxxx@abc.co.jp	043-XXX-XXXX	管理 太郎

/ 記入2

▼STEP1で確認した生産場所の情報をもとに、2. (1) ~ (4) を記入します 複数の生産場所となる場合は、最終生産場所を記載

2. 生産者情報

(1)生産者名	(2)生産国	(3)生産工場名				
ABCばたふらい株式会社	日本	千葉工場				
(4)生産工場住所						
千葉県千葉市工場町1-1-1						

🎤 記入3

▼依頼書で確認した情報をもとに、3・4の各(1)~(2)を記入します

3. 協定名、輸入通関国

(1)使用協定	(2)輸入通関国
日夕イ協定	タイ

/ 記入4

4. 産品情報

▼4. (3) に、STEP2で確認した 品目別原産地規則を記入します

(1) 品名	(2) HSコード6桁	(3)使用判定基準
ちょうつがい	8302.10	VA 40% 以上





品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう!

VAの場合

(1) 原産資格調査の確認資料 (VA証明用) への記入 記入5

● フォームに必要事項を記入します

	原産性の確認責料(V	AZERUII)								
1	. RHORT (HENE	ME (ME								
	(1) 資料市	C2#6			(2) 資料各成	838		(3) (895	5887	
	(4) 資料性活動)	-67%2H1		Œ	Render	2番号 ×1	- 00	smert.	000	
II.										
- 17				×1	ともらかも入力					
2	SARRIE						_			
	(1) \$1	186			(2) 生度	2		(1) 生度	工場名	
II.										
				(4)	生星工物压剂					
II										
3	· 算定化, 触入测数键									
- 10	(1) (8)	tat			(2) 船入温幣	R H2				
IГ	RCE	,		П						
- 17	80/66			_						
- 16	(1) 8	38		(2) HS2-F665 (3) 使用利定基準						
IГ				10.			Т	1.0		
				_						0.1
- A =	99.00	1								
/ 8	记入5	_	_							
		#(PI)	_	-	(2) 2198	(R				
- 15			- 15	- 25	・田田県の区を		_			
	(3) (ERHHER)	(4) 金額	١,	12	別原整文は 理像性不確認	(c)#@ree	40886	3-71555		
le.		-	Н	-	意を行る場合					
. IH			•							
ll:			Н							
I I			Г	_						
- 14	(n) manned by	-	⊢	_		_				
	SO MIRRORIDA IN									
	(s) mercial									

標準フォーム3-2 原産資格調査の確認資料(VA証明用)

	ロレノくン
D	

▼ 5. (1) 、 (3) 、 (4) 、 (5) を記入します

5. VAによる判定作業

(1)FOB価額	(2)計算結果			計算結果		
¥1,000	自動計算			動計算		
	(4)	(5) 原産・非原産の区別 (円) 非原産又は 原産 原産性未確認		戻産・非原産の区別		
(3)使用材料名称				産		(6)原産材料の根拠 (サプライヤー名)
ステンレス板	200				0	
ステンレス棒	100		47		0	

例:原価計算表

購入単位における原価情報

購入単位における原価情報を確認 できる資料を社内で入手します。

(1) FOB価額(円)

対象産品の輸出者兼生産者への販売価格を記入します。

(2)計算結果

自動で表示されます。

(3)使用材料名称

総材料表等を参照し、生産に使用した全ての材料を列挙します。

(4) 金額(円)

原価明細表等を参照し、各部品の金額を記入します。 (購入した部品であれば、購入価格)

(5)原産・非原産の区別

ここは全て「非原産又は原産性未確認」に〇をつけてください。





品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう!

VAの場合

(2) VAルールをクリアすることの確認

(2) に自動的に表示される計算結果が、協定の基準値((3)使用判定基準)を 超えることを確認します

(7) 原型状形成 (5) (0) 足原型状形成 (5) (1) おけれ高 標準フォーム3-2 原産資格調査の確認資料(VA証明用) 4. 産品情報 (1) 品名 (2) HSコード6桁 (3) 使用判定基準 ちょうつがい VA 40% 以上 8302.10 5. VAによる判定作業 ✓ チェック (1) FOB価額[円] (2) 計算結果 ¥1,000 70% <生産者> 販売費 ちょうつがい 700円 般管理費・利益・ (1個) 合計700円 加工費 等 =全体の価格 (1、000円) =日本で価値が付 加された金額 に対する割合= 原産材料費 0円 金額 70% 内訳 1,000円 非原産材料費 協定基準値である

300円

品目別原産地規則を クリアした!

ステンレス板 200円

ステンレス棒 100円 (MMV)

次頁で作成した 根拠書類の確認

(輸出者兼生産者への)

原産品

販売価格)



40%を超えている

日本で十分な加工を したと認められる



品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう!

VAの場合

標準フォーム3-2 原産資格調査の確認資料 (VA証明用)

1. 資料作成者(判定依頼者)情報

(1)資料作成企業名	(2)資料作成者氏名	(3)資料作成者品番
ABCばたふらい株式会社	田中 一郎	ABC-12345
(4) 資料作成者メールアドレス	(5)資料作成者電話番号	承認者氏名(任意入力)
xxxxxxx@abc.co.jp	043-XXX-XXXX	管理 太郎

2. 生産者情報

(1)生産者名	(2)生産国	(3)生産工場名		
ABCばたふらい株式会社	日本	千葉工場		
(4)生産工場住所				
千葉県千葉市工場町1-1-1				

3. 協定名、輸入通関国

(1)使用協定	(2)輸入通関国
日タイ協定	タイ

4. 産品情報

(1) 品名	(2)HSコード6桁	(3)使用判定基準
ちょうつがい	8302.10	VA 40% 以上

5. VAによる判定作業

(1) FOB価額[円]		(2)計算結果		計算結果			
¥1,000	¥1,000		70%		70%		
	(4) 金額		(5)原産・非原産の区		(6) 原帝壮料の担伽		
(3)使用材料名称			原産	非原産又は 原産性未確認	(6) 原産材料の根拠 (サプライヤー名)		
ステンレス板	200			0			
ステンレス棒	100			0			

NEXT

ここまでで、構成品の原産性が確認できました。この後は、A(回答の送信)へ進みます。

※日インド協定で、CTC+VAルールの場合には続いてP28へ進んでください





品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう!

CTC/VA共通

▶応用1:CTCルール・VAルールをクリアしなかった場合の対応方法

1. 救済規定の適用

協定により、"デミニマスルール"や"累積"等の救済規定が設けられています。まずは、それらの規定が適用できるか確認します。

用語解説

● デミニマスルールとは ※CTCルールの場合のみ適用可能

非原産材料の価額又は重量が、産品の価額又は重量に対して、利用する協定に規定されている割合を超えていないことを条件として、HSコードの変更が認められない場合であっても、調査対象品を原産品と見做す規定です。

● 累積とは

日本ではない締約国で生産された輸出品の材料自体が、同協定の原産品の基準を満たしている場合は、原産材料としてみなすことができます。

詳細は、以下のP47を参照

「我が国の原産地規則〜EPA原産地規則(詳細)〜I

2022年4月 財務省関税局·税関 https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa roo.pdf

2.「サプライヤー証明書(構成品)」の入手

材料の仕入先に、当該材料が日本の原産品であることを証明してもらうことで、その材料については原産材料として扱うことができます。

用語解説

CTCルールの場合は、当該材料と産品のHSコードが同じでも良いこととなります。

VAルールの場合は、非原産材料費ではなく、原産材料費として加算ができることとなり、原産資格割合を増やすことができます。

ただし・・・サプライヤー証明書(構成品)を取得するためには、いま皆さんが行っている原産資格調査と全く同じ作業を、材料の仕入先に依頼をする必要があります。事前に仕入れ先の対応可否を確認してください。 (サプライヤー証明書(構成品)が必要なケースと入手方法はP44、45を参照)

用語解説

サプライヤー証明書(構成品)とは

サプライヤー証明書(構成品)は、輸出品を構成する部品や材料(以下、構成品)が、EPAにおける原産品である旨の、当該構成品のサプライヤーによる宣誓書を言います。

原則として、構成品のサプライヤーが、当該構成品について、輸出品に利用するEPAにおける原産品であることを証明し、輸出品の生産者に対して、構成品が原産品であることを宣誓する際に発行します。

応用編の解説がよく分からない場合には・・・

専門家に相談する (P54へ)



品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう!

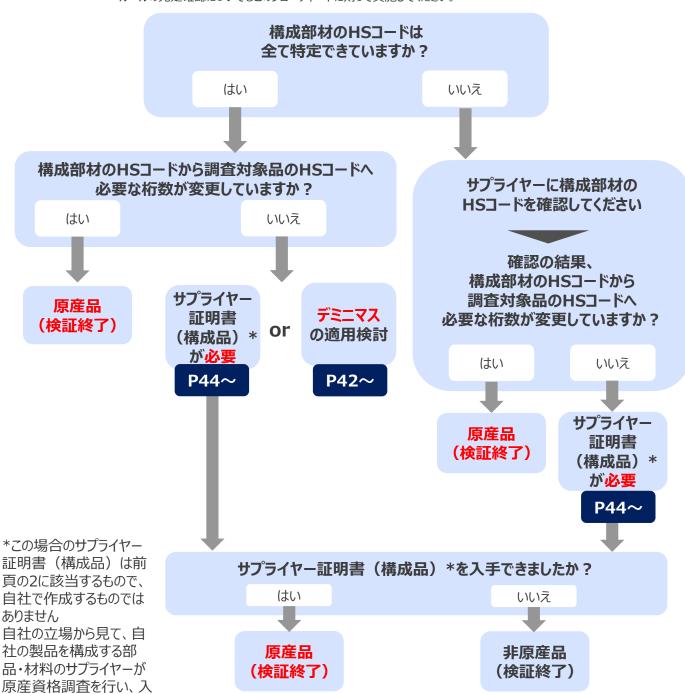
CTCの場合

(参考) CTCでの応用

手する書類を指します

基準がクリアしない場合やHSコードの特定ができていない場合、以下のフローに沿って対応を確認しましょう

※協定やHSコードによっては、CTC及びVAのクリアが必要となるため、付加価値の基準値のクリアに加えてCTCルールの充足確認についてもこのフローチャートに則って実施してください。







品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう!

CTC/VA共通

▶応用2:サプライヤー証明書(構成品)の取得が必要なケース

例:ボールペンのケースのCTH(項/上4桁)変更の場合に サプライヤー証明書(構成品)を取得



材料(材料の内訳は納入単位)

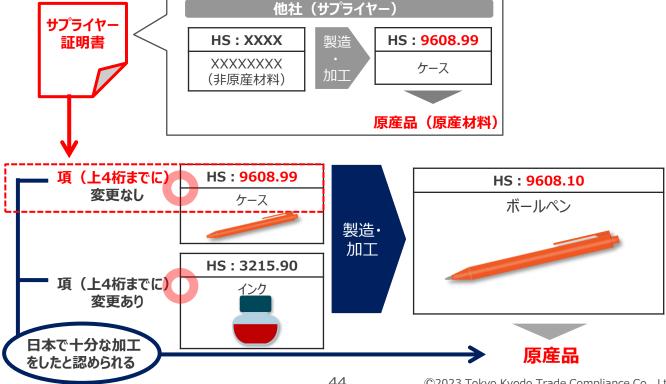


●産品



▶ 原産品と認められない

「このケースは日本の原産品です」という証明を、購入先のメーカーから取得します。



加工



品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう!

CTC/VA共通

▶応用3:サプライヤー証明書(構成品)の依頼方法

サプライヤー証明書をもらうためには、今回皆さんが実施している原産資格調査と全く同じ作業を、サプライヤー側へ依頼することとなります。

依頼にあたっては、【標準フォーム2】原産資格調査の依頼・回答シートの依頼者側の情報を記入して、 仕入先へ送付しましょう。

標準フォーム2

原産資格調査の依頼・回答シート ダウンロード▶https://jaftas.jp/epamanual form/

(上半分) 依頼者の記入する箇所

記載方法が分からない場合には、 印刷産業機械業界向け輸出者 編のマニュアルP26~40を参照 してください。

なお、その場合、"輸出品"と記載のある箇所はすべて"構成品" に置き換えるようにしてください。

輸出者編:

https://jaftas.jp/printingmach
inery manual exporter/

(下半分)サプライヤー(<mark>部品の生産者、回答</mark> 者)が結果等を記入して回答する箇所

依頼先のサプライヤーには 原産資格調査の依頼・回答 シートとともに、 当マニュアル:業界横断 サプライヤー編(実務編)を

サプライヤー編(実務編)を送付してください。

サプライヤー側の必要な手続きが記載されています。

サプライヤー編:

https://jaftas.jp/supplier_manual/



EPA原産資格調査に関する





目次

PHASE (2 原産品であることの確認 (P8~49) 依頼の受信 D 原産資格調査 Α 回答の送信 A:依頼の送信でやること **P47** 作業手順 **P47** 希望回答方法に沿った必要事項を準備しよう! STEP1 サプライヤー証明書 (構成品) の作成 **P48** 標準フォーム4-2 サプライヤー証明書(構成品) P48

STEP2

+a

依頼者に回答を送信しよう!

回答内容の記入と送付

P49

その他の対応事項

(P50~53)



A:回答の送信 でやること

依頼者に回答を送信しよう!

依頼者から送付された「依頼・回答シート」には、サプライヤーである皆さんが原産品であることの証明をするために必要となる情報が記載されています。まずは、その記載事項を確認します。なお、依頼者へ原産品かどうかの結果を回答する際にも、同じシートに記入して回答します。結果が原産である場合には、原産であることの結果だけではなく、サプライヤー証明書(構成品)の提出も必要となります。



大きく以下の2つのステップに沿って進めます。



希望回答方法に沿った必要事項を準備しよう

希望回答方法が・・・

同意通知/ サプライヤー証明書(輸出品)

今回、輸出品を構成する部品・材料について依頼された皆さんには関係ない回答方法です

サプライヤー証明書 (構成品)

サプライヤー証明書 (構成品)の作成

標準フォーム4-2「サプライヤー証明書 (構成品)」を作成します

STEP2

依頼者に回答を送信しよう!

回答内容の記入と送付

- 依頼者から送付された「原産地証明書の依頼・回答シート」を用意します
- (2)回答事項の欄に必要事項を記入して、依頼者へ送付します







希望回答方法に沿った必要事項を準備しよう

サプライヤー証明書 (構成品)

サプライヤー証明書 (構成品) の作成

● 標準フォーム4-2 「サプライヤー証明書(構成品)」を作成します

標準フォーム4-2 サプライヤー証明書(構成品) ダウンロード▶https://jaftas.jp/epamanual form/

サプライヤー証明書(構成品)

作成日: 2022年8月10日

サプライヤー証明書(構成品) No.: ABC-000001

> 本証明書有効期限: 2024/12/31

株式会社XYZ商事 卸中

> 輸出者兼生産者の 社名を記入します

氏名又は名称 ABCばたふらい株式会社

千葉県千葉市工場町1-1-1

氏名 管理太郎

部署名 牛産部

連絡先 043-XXX-XXXX 証明書No.、有効期限 は任意で設定します

証明者として、自社の 情報を正しく記入します

当社の下記産品は、、下記記載の経済連携協定に基づく原産品であることを証明いたします。

住所

- 根拠書類は協定本文、関連する国内法令、その他規則で定められた期間、弊社にて適切に保存いたします。
- 証明内容の過ち、コストの変化、構成部材の変更等により、下記産品の原産性が失われることが判明した場合、 速やかに通知いたします。
- 輸入国当局または輸出国当局または指定発給機関(第三者証明制度を利用した輸出の場合。以下同じ)より 日本原産品であることの証明根拠を求められたときは、輸入国当局。輸出国当局または指定発給機関に対して

記

弊社が根拠となる書類とともに説明をする責を負っているものといたし

輸入国当局、輸出国当局または指定発給機関からの要請があった。 輸入国当局、輸出国当局または指定発給機関に対して本証明内!

・協定名:輸出者から依頼のあった協定名を選択します

荷姿:構成品

・品名:生産している部品・材料の品名を記入します※

・製造番号・型番:該当がある場合には記入します※

HSコード:協定年次版の6桁を記入します

・判定基準、サプライヤー情報(会社名、工場名、 工場住所)

D:原産資格調査のSTEP3で書類に記入したものと 同じ基準、情報を記入します

※品名、製造番号・型番について、依頼者と自社で異なる 場合もありますため併記いただくことを推奨いたします 例 依頼者品名/自社品名

協定名	日夕イ協定	
荷姿	構成品	
品名(英)	HINGE / HINGE	
品名(日)	ちょうつがい / ちょうつがい	
製造番号•型番	12345 / ABC-12345	
HS⊐−ド	8302.10	
判定基準	CTH(4桁変更)	
救済規定等の利用	なし	
生産者会社名	ABCばたふらい株式会社	
生産工場名	千葉工場	
生産工場住所	千葉県千葉市工場町1-1-1	







依頼者に回答を送信しよう!

回答内容の記入と送付

- 依頼者から送付された「原産地証明書の依頼・回答シート」を用意します
- (2) 回答事項の欄に必要事項を記入して、STEP1で作成したサプライヤー 証明書(構成品)も併せて依頼者へ送付します

Section Sect	7976 640 1004	
	7974 640 10074	
	7974 640 10074	
	Ten p	
CONTROL CONT	Ton 10	
100 100		
100 100		
10 00000 68		
2005 (201) AB		
DES		
#25 (1997) #1/#15 (1998) #1/#1 (1998) (1998)		
#25/10/D-1 97/#15 C1096 P1/V VCS6 Reg		
188 COSTS 84/91 VICES SAL	-02	
	Brients	
TO SEE PARTIE OF THE PARTIES OF THE	ases	
MAN MAN PROPERTY LINES OF THE	***	
2 00713 00440 (000 00700 00040		
	57457778P-11	
650 60 5000 F1000		
484 88 Ad (40 00 000 managéries)		
2004 80740 2000 CF 40070000 4004 400407000		
CATANA AND ARTICLE (CREATED BY		
	1883	
PRE PROPERTY AND NO ARTHROUGH SHOULTS BETWEEN BY		
RESCRIPTION TO THE WARRENCE OF TRANSPORTATIONS		
myse seniors the set works of an about off care		

標準フォーム2

原産資格調査の依頼・回答シート



【記入1】▼①に、自社の情報を記入します

①回答日:回答者情報

回答年月日	会社	±名	住所
2022年8月10日	ABCばたふらい株式会社		千葉県千葉市工場町1-1-1
部署名	氏名 電話番号		メールアドレス
生産部	管理 太郎	043-XXX-XXXX	xxxxxxx@abc.co.jp

/ 記入2 ▼D:原産資格調査のSTEP3で記入した情報と同じ情報を記入します

②調査対象品情報

貴社管理の品名	品番 (任意)	нса	F∨1		
品番	品名(英名)			※1:自社で把握しているHSコードが、(1)に記載の 依頼者のコードと異なる場合には、調査前に必ず依頼者	
ABC-12345	HINGE			連絡してください	
生産	者名	生産工場名		生産場所 住所	
ABCばたふらい株式会社		千葉工場	千	葉県千葉市工場町1-1-1	

記入3

▼D:原産資格調査のSTEP3で記入した情報、A:回答の送信のSTEP1の情報をもと に記入します

③調査結果

判定結果	艮【選択】	非原産の場合、その理由【選択】		備考	
原	産				
適用した品目別原産地規則【選択】 備考(品			夏産地規則の選択肢にない	場合のみ入力)	救済規定
CT	ГН				
同意通知の場合※2		サプライヤー証り	明書の場合※2		
判定番号	同意通知期限	管理No.(任意) 有効期限(任意) ※2:調査結果が「非原産」の 不要			産」の場合は
		ABC-000001	2024/12/31		

その他の対応事項

PHASE (2

原産品であることの確認 (P8~49)

その他の対応事項

(P50~53)

(1) その他の対応事項

P52

(2) 当局による調査について

P53

1. その他の対応事項

証明書を用意した後も実施するべき対応事項があります。以下の項目について対応した上で、管理が必要なものについては組織として管理体制を整えることを推奨しています。

対応事項

書類の保存

各協定において、原産地証明書や、原産性を立証する関連書類の保存が義務付けられています。輸出者、生産者、サプライヤーは、該当書類を、協定で定める期間は必ず保管しておかなければなりません。その期間は、基本的には、原産地証明書の発給日またはその翌日から以下の期間とされています。

輸出者と生産者が異なる場合やサプライヤーとして生産者に調査協力している場合には、いつ原産地証明書が発給されたかが不明であることが一般的であるため、輸出者は生産者やサプライヤーに対して保管すべき期間を明示する必要があります。

3	年	4年	5年		
日ブルネイ	日ベトナム	⊟EU	日メキシコ	日フィリピン	日タイ
日アセアン	RCEP	日英	日マレーシア	日インド	日オーストラリア
日スイス			日チリ	日ペルー	日モンゴル
			日インドネシア	CPTPP	

- ※日シンガポール協定:協定上具体的な明記なし
- ※日米貿易協定:輸入者手配のため、協定上輸出者、生産者としての保存義務の明記なし

各種書類・手続 きの有効期限の 管理

各種書類や手続きについて、有効期限が設定されるケースがあります。この場合、輸出者、生産者、サプライヤーは、有効期限の管理を行う必要があります。

<有効期限の管理が必要な例>・サプライヤー証明書(構成品)

定期的な再調 査の実施

繰り返し輸出される産品については、輸出者から、対象製品の原産性が維持されているかどうかの調査依頼を定期的に受ける可能性があります。原産性が失われている状態で証明書を使用すると協定違反となるため、過去に調査済みの産品についても、定期調査の依頼を受けた場合には内容を見直すことが重要です。

<確認ポイント>
□ 品番・品名

ниш нил	
生産場所(工場名、住所)	
生産工程	

部品·材料	-
原価情報	(VAルール利用時)

原産性喪失の 通知

生産者やサプライヤーは、対象製品の原産性が失われることを事前に把握した場合、または、原産性が失われたことを把握した場合は、速やかに依頼者に通知しなければなりません。

当局による調査 (※詳細は次ペー ジ参照)

当局による調査(例:検認)があった場合、最初に輸出者が対応を行いますが、その後、生産者に対しても、当該調査に必要な根拠書類の提出や説明を求められる可能性があります。

▶参考資料 (経済産業省)

「経済連携協定(EPA)に基づく原産地証明書(第三者証明制度)への検認について 2022年5月貿易経済協力局貿易管理部 原産地証明室」

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/ge_nsanchi/points_of_verification.pdf

その他の対応事項

(2) 当局による調査について

日シンガポール協定

日メキシコ協定(※2)

日チリ協定

日タイ協定

日マレーシア協定 日インドネシア協定 日ブルネイ協定

当局による調査の代表的なものとして、何れのEPAにおいても規定がされている「事後確認(検認) | があります。

日本が締結する多くのEPAでは、事後確認の際には日本の当局が仲介をすることになっており、これを 「間接検認」と呼びます。一方、一部の協定においては、輸入国当局が直接的に事後確認を行うことが できる規定があるので注意が必要です。日本の当局が仲介せず、輸入国当局が直接的に行う事後確 認を「直接検認」と呼びます。※1

間接検認

日ベトナム協定
日インド協定
日ペルー協定
日オーストラリア協定(※2、3)
日アセアン協定
日モンゴル協定
日EU協定

直接検認

日メキシコ協定(※2)

日オーストラリア協定(※2、3)

CPTPP (%3) RCEP (%2, 3, 4)

日フィリピン協定 日英協定 日スイス協定 RCEP (%2,4)

- ※1 日米貿易協定は輸入者自己申告制度で、事後確認(検認)の対象は原則輸入者のみとなるため、上記の表からは省略して います。
- ※2 協定の規定上、間接検認と直接検認何れも規定されているため、どちらの確認パターンもあり得ます。
- ※3 日オーストラリア協定、CPTPP、RCEPについては、各協定の「「自己申告制度」利用の手引き」において、検認を受けた際の問合 せ先が設定されています。参照先(原産地規則ポータル): https://www.customs.go.jp/roo/procedure/index.htm ※4 RCEPについては、コンタクトポイントを検認の連絡部局として指定できると規定されており、日本への検認については、コンタクトポイ ント経由で事業者に連絡することになっています。

事後確認のフローの例

間接検認



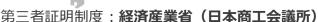






輸出者





自己申告制度 :日本税関

直接検認





生産者 輸出者



輸入国当局

輸入国当局

EPA/FTA 制度全般に関するお問合せ

経済産業省委託事業



メール相談・対面相談







※回答:電話orメール

HP: https://epa-info.go.jp/

E-mail: epa-desk@epa-info.go.jp

電話相談



※回答:原則メール

HP:

https://www.jetro.go.jp/themetop

/export/

EPA相談窓口 TEL: 03-3582-4943

企業登録や発給システムに関するお問合せ



日本商工会議所

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当 問合せ先: https://www.jcci.or.jp/gensanchi/office_list.html

E-mail: tokuteico@jcci.or.jp

TEL: 03-3283-7850

本マニュアルに関するお問合せ・EPA/FTA活用に関するご相談



| 株式会社東京共同トレード・コンプライアンス

〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング24階

https://jaftas.jp/ HP: E-mail: jaftas info@tktc.co.jp

03-5219-8660

当資料は、2023年2月1日時点において、株式会社東京共同トレード・コンプライアンス(以下、当社)が信頼できると思われる情報に基づいて 作成しておりますが、その正確性および完全性を保証するものではありません。当資料に記載しているウェブサイトのURLやHPの画像等、EPAの内 容等については、当資料の発行後に変更がなされる可能性があります。また、当社は、当資料に掲載された情報を利用したことにより生じたいかな る損害についても、一切責任を負いません。当資料に含まれる方法は作成時点のものであり、関連法令の改正によって予告なく変更または廃止す ることがあります。当資料に関する著作権は情報提供元のクレジット記載があるものを除きすべて当社に属しますので、当社の事前の書面による同 意を得ることなく資料の複製、転用、再配布等を行うことはできません。